

市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について

(令和2年9月分)

○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、車両遅延が30分未満であった運転事故（上記を除く）

・軌道敷内での車両等との接触事故（1件）

概要： 右折禁止箇所において、相手方車両（軽乗用車）が、後方を確認せず、電車の進行先直前で軌道敷内に進入したため接触したもの
場所：鴨池幼稚園前交差点（直通便上り）

自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときが最も危険です。

多くの事故は右折車が急に軌道敷内に進入し、市電に接触してしまうケースがほとんどです。

軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。

○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの（上記を除く）

・いずれも該当ありませんでした。

バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。